



第33号

行發回月1月秋役田吉森編集責任森吉町役場總務課44番64番209番TEL米内沢209番44番64番209番

十一月選舉に際して
森吉町選舉管理委員会委員長
十一月は、三つの大き
な選舉が行われます。
十一月二十日は国会解
散による衆議院議員の總
選舉が、それに先だつて
六日には私たちのもつと
も身近かな町長選舉と町
議會議員補欠選舉が行わ
れることになりました。

私達のその日、その日
の生活のすべては、政治
につながつております。
明るい正しい選舉によつ
て私達の代表を選ぶこと
は、やがてやまびことな
つて私共の生活にひどい
れることになりました。

国会は全国民が、地方
自治体はその地域住民が
主人公として、その意見
で動かすことであり、そ
のためには選舉に責任を
持たなければなりません
が、次の選舉を待つより
はかないといえる権力者
ができます、私たちの一
益々一票はかけがえのな
い価値があるということ
ができます、私たちの一
票が集積して四年間の国
なり、町の運営の方向が
きまとこととあります。一
票を投する一瞬にこそ民主
主義の運営の方向が定めら
れています。

（一）次の四つの事由の
うちどれかに該当する
① 選舉人がその属する
投票区のある市町村の
区域外において職務ま
たは監獄、少年院、少
年院等で投票する場合
投票所を閑じる時間と
所は、何れも午前七時から
後五時まで、他のどう票
同時に交付し、記載所も

（二）次の事由の
うちどれかに該当する
① 選舉人がその属する
投票区のある市町村の
区域外において職務ま
たは監獄、少年院、少
年院等で投票する場合
投票所を閑じる時間と
所は、何れも午前七時から
後五時まで、他のどう票
同時に交付し、記載所も

（三）その旨が証明され
て職務に従事中である

（一）次の四つの事由の
うちどれかに該當する
① 選舉人がその属する
投票区のある市町村の
区域外において職務ま
たは監獄、少年院、少
年院等で投票する場合
投票所を閑じる時間と
所は、何れも午前七時から
後五時まで、他のどう票
同時に交付し、記載所も

不在投票は

早めに

不在者投票の制度は、
一定の事由を定めて、これに該当し選舉の当日投票の出来ないものに、選舉の出来ない投票のできる要件
（一）次の四つの事由のうちどれかに該当する
（二）選舉人がやむを得ない用務または事故のためにその属する投票区の域に居住中、滞在中または旅途中または滞在中である
（三）そのため、選舉のため歩行が著しく困難であるべきこと
（四）交通至難の島その他他の地で命令で定める地域に居住中、滞在中または、その地域において職務に従事中である
（五）選舉のため、選舉の当日自ら投票所に行き投票できないこと
（六）その旨が証明され、投票出来る期間

（一）次の四つの事由のうちどれかに該当する
（二）選舉人がやむを得ない用務または事故のためにその属する投票区の域に居住中、滞在中または旅途中または滞在中である
（三）そのため、選舉のため歩行が著しく困難であるべきこと
（四）交通至難の島その他他の地で命令で定める地域に居住中、滞在中または、その地域において職務に従事中である
（五）選舉のため、選舉の当日自ら投票所に行き投票できないこと
（六）その旨が証明され、投票出来る期間

湯ノ岱、小瀧は

（一）投票時間を繰り上げました
（二）選舉人が登録されてい
る選舉人名簿の属する市町村において投票し
（三）投票用紙を記載し、封筒に入れ封を
（四）投票所で、自ら候補者を記載する
（五）選舉人がその登録され
（六）投票所と小瀧投票所について
（七）この投票区内の選舉人の方々は特に御注意下さい

（一）この投票区内の選
（二）この投票区内の選
（三）この投票区内の選

（一）この投票区内の選
（二）この投票区内の選
（三）この投票区内の選

ます。

（一）この投票区内の選
（二）この投票区内の選
（三）この投票区内の選



選舉この政治

投票用紙の区分は

町議會員選舉と票用紙
内沢選舉区空色
町議會員補欠選舉（米
田選舉区）桃色

町議會員補欠選舉
前田選舉会米内沢小学校
午后十时開始
米内沢選舉会米内沢小学校
午后十一时開始

同上
鈴木勝治
森川富二

選舉管轄者長選任決定

◎町長選舉長
同上
鈴木勝治
森川富二

書を入れた封筒を、そ
の市町村選舉管理委員
長に提示して、点検を
受けた後どう票するこ
とになります。

◎指定病院に入院中の患
者、原則としてベッ
トの上でどう票は出来
ませんが、重病人の場
合など歩行困難な者に
は、原則とう票管理
者および立会人が現在
するかぎりよいことに
なっています。

◎このようにして投票用
紙等の請求があると、
選管委員長は、名簿と
対照して登録者である
ことを確認のうえ選舉
人又は病院長等に直接
又は郵送によって、投
票用紙等を交付します

◎中重病人は、不在者森
吉町長選舉会米内沢小
学校午后八時開始
どう票事由に該當して
学校午后八時開始

◎選舉会と
開票日時
同上
同上
鈴木勝治
森川富二

◎開票管理
同職務代理者
同上
鈴木勝治
森川富二

◎選舉管轄者長選任決定
同上
鈴木勝治
森川富二

書を入れた封筒を、そ
の市町村選舉管理委員
長に提示して、点検を
受けた後どう票するこ
とになります。

◎指定病院長、國立保養
所長などの特殊な不在
投票する場合には選舉
人の依頼によつて、不
在者投票管理者が代つ
て投票用紙等の請求が
できます。

◎指定病院に入院中の患
者、原則としてベッ
トの上でどう票は出来
ませんが、重病人の場
合など歩行困難な者に
は、原則とう票管理
者および立会人が現在
するかぎりよいことに
なっています。

公明選挙実現え

県三者協議会開く

皆さんへ」と題する声明など、この協議会は、後も回を重ねて、開くことにして

桂瀬加賀貞治　桂瀬部落集会所
五味堀柴田貞吉　五味堀部落集会所
小又高田勘一郎　小又部落集会所
桂瀬　小又　五味堀　根森田分校

投票所、投票管理者が

決りました!

梧内沢土佐真雄　梧内沢分校
森吉吉田甚一郎　森吉小学校
桂瀬　小又　湯ノ岱大川嘉右エ門　湯ノ岱小学校

衆議院議員総選挙の

補充選挙人名簿調製について

三、補充名簿は、申請登録主義ですから必ず申請を要します。
なお、登録もれとなつた者の便をかるため、今回調製する補充名簿の登録申請期間中(十一月一日から十一月七日まで)に効力のある選挙人名簿を閲覧に供します。

投票の順序は

町長選挙・町議補欠の順で

二、県選管、県警本部および検察庁は、十月十日三者協議会を開催し、選挙法を守る公明選挙実現を図るため協議しましたが開催の趣旨および声明は次のとおりです

近く予想される総選挙の執行を前にして、県選管、県警本部および検察庁は、十月十日県議会会事室控室で、これが選ぎよとなどが述べられた。いわゆる事前運動の防止の対策とか、選動の対策とか、選きよ法を守り文書などおり公明選挙の実現を図るために、いろ／＼協議した。県選管からは「選挙法を守る運動」を中心としたところの啓発宣伝計画の説明等がなされ、県警本部でもこれが事前運動に関する情報の収集をしているが、第一線の各署長および担当者と会議を開催して指導を加え、いわゆる選きよ違反は、厳正公正に取締る万全の態勢をとっている。検察庁の話は、九月二十九日の東北六県管内次席検事会同がなされ、取締の強化について協議がなされ、また近く行なわれる全國の検事正会同では、とくに、今まで選線が打出されるはずである。

衆議院議員選挙の		
立会演説会の日程が決りました	時	米内沢小学校
演説の順序	1.	佐々木義武
	2.	石田博英
	3.	鈴木一郎
市町村選管、県選管は	秋田県選管管理委員会	柳谷清三郎
積極的にのぞむことになつた。	秋田地方検察官本部	三浦雷太郎

したがつて、立候補の十一月二十日執行の衆議院議員総選挙の立会演説のようになつています。

予定者とかその関係者にはつよく、その自肅を要するに於ける大會の日程順序等が決定にA班十一月七日午後一時米内沢小学校

★よい人を選べこの一票★

★国会の行く道照らすこの一票★